

食安輸発1220第1号
平成23年12月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ヒラメ登録リストの更新)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成23年12月13日付け食安輸発1213第1号)にて通知したところです。今般、韓国政府からヒラメの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表15を別添のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本日までに発行された韓国政府の証明書については、従前のリストを適用しても、差し支えないこととします。